

所定疾患施設療養費

算定条件

- 次の診断に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。
 - ・肺炎 ・尿路感染症 ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- 同一の入所者について1ヵ月に1回、連続する7日を限度として算定。
- 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載していること。
- 緊急時施設療養費（緊急時治療費及び特定治療）を算定した日は算定しない。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

H 29 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	4 件	7 件	3 件	10 件	1 件	0 件	2 件	1 件	0 件	0 件	0 件	2 件
日数	15 日	29 日	17 日	39 日	2 日	0 日	3 日	5 日	0 日	0 日	0 日	5 日